

# 平成26年三重県議会定例会 教育警察常任委員会

## I 議案補充説明

議案第206号 損害賠償の額の決定及び和解について……………	1
--------------------------------	---

## II 所管事項説明

1 県立高等学校活性化に係る地域協議会について……………	2
2 新しい職の設置について……………	8
3 学力向上等の施策について……………	17
4 三重県こども心身発達医療センター（仮称）に併設する特別支援学校の整備について……………	20
5 「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」の結果概要について……………	22
6 「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について……………	25
7 審議会等の審議状況について……………	29

### 《別添資料》

- ・別添資料1 三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設特別支援学校の概要
- ・別添資料2 「いじめ問題への取組状況に関する調査」結果について

平成26年12月10日

教育委員会

# I 議案補充説明

## 議案第206号 損害賠償の額の決定及び和解について

### 1 概要

平成23年8月26日に、県立桑名高等学校の運動場において、陸上競技部の生徒が投げたハンマーが、他競技の取材に来ていた報道機関の職員に当たり、同職員が右橈骨骨折の傷害を負った事故が発生しました。

この事故により傷害を負った男性に対して、治療費や慰謝料等の損害を賠償する必要があります。

つきましては、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、議会の議決をお願いするものです。

### 2 損害賠償の相手方

品川大策

### 3 損害賠償の額

5,324,827円

### 4 損害賠償の内訳

- (1) 傷害に対する慰謝料、入院雑費、通院交通費、休業損害
- (2) 後遺障害に対する慰謝料、逸失利益
- (3) 治療費
- (4) 障害補償給付一時金

### 5 和解の内容

過失割合 7（県）－3（相手方）

### 6 補正予算額

事項	学校保健安全事業費	
予算額	5,643千円	
内訳	報償費（弁護士報酬）	318千円
	賠償金	5,325千円
財源	一般財源	2,318千円
	諸収入（都道府県立学校管理者賠償責任保険）	3,325千円

## II 所管事項説明

### 1 県立高等学校活性化に係る地域協議会について

「県立高等学校活性化計画」（平成25年3月）を踏まえ、中学校卒業生数の大幅な減少が予想されている伊勢志摩地域、伊賀地域、紀南地域において地域協議会を設置し、今後の県立高校のあり方について協議しています。

1 1月末現在の開催状況は次のとおりです。

#### 1 伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会

##### (1) 本年度の協議

昨年度に引き続き、活性化推進協議会のほか、「鳥羽・志摩・度会地域検討ワーキング会議」「専門学科検討ワーキング会議」を開催し、地域の県立高校の特色化・魅力化及び適正規模・適正配置の観点に加え、各高校の存在意義や担うべき役割、地域活性化や地域貢献の視点から、今後の県立高校のあり方を検討しています。

##### ① 第1回協議会（6月25日）

地域の高校を取り巻く状況について共有し、各高校の活性化について意見交換を行いました。主な意見は次のとおりです。

- 当地域の中学生の半数以上が伊勢市内の高校への入学を希望している現状があり、伊勢市外の中学生が地元市町の高校に進学する状態をいかに作り出せるかがテーマの一つである。地元で高校が存在する意味を再考することが大切である。
- 学校任せの活性化・特色化だけでは、教員の異動等もあり、よい取組が続きにくい。地域と連携した継続的な取組を進めていくことが大切である。

##### ② 第1回鳥羽・志摩・度会地域検討ワーキング会議（7月30日）

高校と地域が連携した活性化方策について協議するため、岸川政之氏（多気町まちの宝創造特命監）を招いて、高校生による地域ビジネス創出の取組について実践発表いただき、意見交換を行いました。

- 各高校が特色ある取組を行っているが、それらは「点」に過ぎない。その「点」の取組に、地域が一体となって協力し、「面」の取組とすることにより、地域全体の活性化につなげていく必要がある。
- 生徒と地元住民との直接的なかかわりの場をどう作るかが鍵である。今後は、各学校の取組を、地域の福祉活動や防災などを含めて、横断的につなげて発表しあうなどの場を設けていくのはどうか。

### ③ 第1回専門学科検討ワーキング会議（8月7日）

当地域の専門高校の活性化の取組、平成28年度以降における適正規模と適正配置について協議しました。主な意見は次のとおりです。

＜各校の活性化の取組について＞

- 地元企業が企業見学を受け入れたり、OB・OGが高校を訪問したりするなど、交流の機会をもっと積極的に設けるべきである。
- インターンシップを体験すると、生徒に意識の変化がはっきり表れ、成長するのがよくわかる。適切な事前・事後指導を行うことでより効果的なものとなる。

＜平成28年度以降における当地域の専門高校の適正規模と適正配置について＞

- 高校が無くなることは、さらなる過疎化を招く原因になり得る。無くなるよりは統合による存続を模索すべきである。
- 中学生への周知を考慮に入れると、遅くとも来年度中には具体的な学校像を提示する必要がある。その点を踏まえて今後の協議を進める必要がある。

### ④ 山口県へのベンチマーキング（9月29日・30日）

ワーキング会議等において、より具体的なイメージをもって協議を行うため、両ワーキング会議の委員による山口県へのベンチマーキング（大津緑洋高校、徳山商工高校、周防大島高校）を実施しました。中学校や地域との連携などによる活性化の取組、小規模校の統合やキャンパス制（校舎制）による活性化の成果や課題について調査しました。

### ⑤ 第2回鳥羽・志摩・度会地域検討ワーキング会議（10月14日）

山口県へのベンチマーキングを参考にして、高校の特色化・魅力化、平成28年度以降の適正規模と適正配置について協議を行いました。主な意見は次のとおりです。

＜高校の特色化・魅力化について＞

- 高校生にとって、中学生・小学生と主体的にかかわることが能動的な学びになるのであれば、もっと積極的に連携を考えるべきである。
- 地域防災や減災は、普通科高校も含めて高校生が連携して取り組めるテーマであり、地域ともつながる取組でもあると思うので、よい切り口ではないか。

＜適正規模・適正配置について＞

- 統合を選択してスケールメリットを生かすのか、それとも特色ある高校として少人数でも存在する学校を目指すのかなど、様々な方向性を検討すべきである。

- 中学生が、この地域での高校生活や高校卒業後のストーリーを描けるような仕組みが作れるのかという議論が必要である。
- 漠然と協議を進めるよりも、次回以降は、具体的なパターンをもとに、そのメリット・デメリットを比較し協議するのが効果的だと考える。

#### ⑥ 第2回専門学科検討ワーキング会議（10月21日）

山口県へのベンチマーキングを参考にして、専門高校の活性化の取組、適正規模と適正配置について協議しました。主な意見は次のとおりです。

<専門高校の活性化にかかる取組について>

- 高校生と地元企業が協働し、起業家教育を実践することが大切である。
- 高校での取組によって、地元の産業界から期待される人物像の育成につながっていくことが大切であり、キャリア教育プログラムの枠組みの中で行われることが望ましい。

<専門高校の適正規模と適正配置について>

- 伊勢市内の専門高校は、それぞれ1学年4学級を維持できなくなった場合に統合の必要性が生まれるのではないか。
- 統合の一番のメリットは、部活動や学校行事が活性化することであろう。地域の学校の部活動が全国大会などに出場すると、その地域全体が活気づく。
- 地域の専門高校には「地域の産業の担い手育成」という使命がある。地域の人材ニーズという観点からも適正規模・適正配置は検討すべきである。

#### ⑦ 第2回協議会（11月19日）

2つのワーキング会議での協議内容を踏まえて、地域の高校の活性化の方策と今後のあり方について協議を深めました。主な意見は次のとおりです。

- 各県立高校の活性化を進めるためには、生徒が切磋琢磨する中で社会性を身につけることができる学校規模が必要であり、今後の少子化を考えると積極的な改革を模索しなければならない。
- 伊勢市内のすべての県立高校生が利用できる寄宿舎を設置することにより、遠距離通学の生徒のニーズに対応できるのではないか。
- 県立高校の活性化を、一人ひとりの生徒が満足して学校生活を送り、進路が保障される状況であると考えたら、大規模校でも小規模校でも達成は可能だと考える。

## (2) 今後の進め方

第2回活性化推進協議会における協議を踏まえて、「鳥羽・志摩・度会地域検討ワーキング会議」「専門学科検討ワーキング会議」のそれぞれにおいて、ワーキング会議としての今年度のまとめの協議を行います。各ワーキング会議のまとめを受けて、第3回活性化推進協議会（日程は未定）において今年度のとりまとめの協議を行います。

## 2 伊賀地域高等学校活性化推進協議会

### (1) 本年度の協議

#### ① 第1回協議会（8月25日）

地域の高校を取り巻く状況について共有したうえで、本年度の協議の進め方等について協議を行いました。主な意見は次のとおりです。

- 中学校卒業者の進路状況を見ると、地域の県立高校のさらなる魅力づくりが必要だと感じる。また、当地域は普通科への進学ニーズに対して定員の割合が低いという意見があるので、当地域の普通科の定員を確保してもらいたい。
- 平成31年度頃には地域全体の学級数が28学級程度となることが予想される中、小中学生や保護者等への周知に必要な期間を考慮しながら、協議する必要がある。
- 特別な支援を必要とする子どもたちの県立高校への受入れと支援については、昨年度の意見を踏まえて協議すべきである。
- 当地域における中高一貫教育については、現在、国において小中一貫教育が議論されていることもあり、全国的な成功例や失敗例を参考にして協議し、当地域で進めていくのかどうか、本年度中に結論を出すべきである。

#### ② 第2回協議会（10月29日）

中高一貫教育を導入した場合のメリット・デメリット、他県の設置状況等を踏まえ、当地域における中高一貫教育について協議を行いました。主な意見は次のとおりです。

- 当地域における中高一貫教育校の設置については、メリット・デメリットや地域全体に与える影響等を総合的に考えて判断する必要がある。
- 子どもたちの視点で考えると、中高一貫教育校の設置によって受験戦争の低年齢化が起こる可能性が一番心配である。
- 中高一貫教育校は、その設置目的が重要であり、当地域の人口規模や地域性等を考え合わせると、地域に与える影響の大きさが心配される。

## (2) 今後の進め方

第3回協議会(12月16日)では、これまでの協議を踏まえ、「地域全体の学科の適正な配置」「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受け入れと支援」「当地域における中高一貫教育の実施」について協議を行います。

なお、名張新高校については、引き続きワーキング会議等での具体的な検討の内容を協議会に報告し、意見をいただくこととします。

## 3 紀南地域高等学校活性化推進協議会

### (1) 本年度の協議

#### ① 第1回協議会(7月11日)

地域の高校を取り巻く状況について共有し、木本・紀南両高校の活性化に向けた取組や今後のあり方について協議を行いました。主な意見は次のとおりです。

- 両校ともに高い就職率となっているが、地域の活性化には、地元への就職者が離職して他地域に出ていってしまわないことが大切である。
- 2校存続に向けた活性化は当然進めていくが、子どもの数の減少は避けられないので、統合に向けた方向性を議論し、ビジョンをまとめていってはどうか。
- 将来的に1校となり高校を選択できなくなるのであれば、子どもたちに魅力を感じさせられる学校にしていかなければならない。

#### ② 第2回協議会(9月12日)

最初に、生徒の進路実現につながる「学力の向上」を中心とした小・中・高連携の推進について協議を行いました。主な意見は次のとおりです。

- 学力の向上に向けては、教育において小・中・高が連携を進めていかなければならない。小中学校での学習内容を指導するノウハウを高校の教員が得られるような取組も必要である。
- 授業研究を中心とした小・中・高の連携を広げていき、地域の子どもを12年間のスパンで育てていく取組が必要である。

次に、将来的に新たな学校を設置する場合の「育てたい地域の子ども像」及び「期待する学校像」について協議を行い、出された意見を次のようにまとめました。

#### 【育てたい地域の子ども像】

- ・ 思いやりの心と学力を備えた生徒
- ・ ふるさとを思い、ふるさとを支え、ふるさとに貢献できる生徒

### 【期待する学校像】

- ・ 部活動が充実している学校
- ・ キャリア教育（グローバル人材も含む）にしっかりと取り組む学校
- ・ 子どもの夢の実現に取り組む学校
- ・ 保護者・地域・小中学校・特別支援学校と連携することにより、教育力の向上を図る学校
- ・ 安全・安心で通いやすい学校

### ③ 第3回協議会（11月25日）

将来的に新たな学校を設置する場合の学校像について、第2回協議会でまとめた内容を踏まえて、協議を深めました。主な意見は次のとおりです。

- 進学から就職に至るまで生徒一人ひとりの多様なニーズに応じたコース等が設置される学校づくりを進めてほしい。
- 家庭の経済的な事情により高校進学を断念せざるを得なくなることがないように、自転車や公共交通機関で通学可能な学校である必要がある。
- 現在の木本高校と紀南高校を単純に合わせて引き継ぐだけではなく、国の教育改革の動向も踏まえて、新たな発想で学校づくりを考えることも必要である。
- 「地域の学校」として、学校・家庭・地域が共に子どもを育てていこうという雰囲気を持った学校を望む。

### （2）今後の進め方

第4回協議会（3月4日）では、第3回までの協議を踏まえ、将来的に新たな学校を設置する場合の学校像等について、より具体的な協議を行います。



## 2 新しい職の設置について

### 1 設置の目的

校長のリーダーシップのもと、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、学校教育法の改正により、平成20年4月から各教育委員会の判断で、新たな職として「副校長」、「主幹教諭」及び「指導教諭」を置くことができるようになりました。

本県でも、平成26年3月に県教育委員会が策定した「高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために」において、「中堅・中核教員の企画力・指導力の向上」等の取組方向の中で、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭や指導教諭の配置について検討を進めることとしたところです。

こうした状況を踏まえ、学校の組織運営体制や指導体制の充実と教職員間の協力協働の促進、及び教員の授業力向上を図り、学力向上をはじめとした教育施策の充実、ひいては児童生徒一人ひとりの未来を拓く教育の実現に資するため、新しい職を設置します。

### 2 設置する職

主幹教諭及び指導教諭（以下、「主幹教諭等」という。）を設置します。

なお、副校長については、当面は設置しないこととします。

### 3 担当する職務

#### (1) 主幹教諭

授業を受け持ちつつ、教頭業務の一定部分を担い、関係主任と連携して校長と教頭を補佐することを想定しています。具体的には、校長等の命を受けて、次のような校務の一部を担当することとし、実際の業務の範囲は、当該校の校長が実情に応じて決定するものとします。

- ① 学校の管理運営に関する事項
- ② 教育計画の立案・実施その他の教務に関する事項
- ③ 保健に関する事項
- ④ 学校の生徒指導計画の立案・実施その他の生徒指導に関する事項
- ⑤ 進路指導に関する学校の全体計画の立案その他の進路の指導に関する事項

## (2) 指導教諭

授業を受け持ちつつ、自校を中心に必要に応じて地域内の教員の資質向上、授業力の向上に向けた指導助言を行うことを想定しています。具体的には次のような業務を担当することとし、実際の業務の範囲は、当該校の校長が実情に応じて決定するものとします。

- ① 自校を中心に、公開授業や師範授業を行うとともに、効果的な指導資料の提示・共有を図る。可能であれば、新たな指導資料の作成や開発を行う。
- ② 自校を中心に若手教員や課題のある教員など学校の状況に応じ対象者を絞り、授業観察を通じた指導助言や個別相談を行う。
- ③ 自校における校内研修会の企画運営、指導助言や指導力の向上に取り組み、研究授業等のコーディネーターとして能力を発揮し、OJTの活性化を図る。
- ④ 県総合教育センターや市町教育研究所等からの要請に応じ、研究会での助言や研修会講師として教員の指導力の向上に取り組む。

## 4 設置年度

平成27年4月からの設置を予定しています。

## 5 設置数及び設置基準

学級数（小中学校においては標準学級数）及び教職員数に基づき設置することとします。具体的な設置数及び設置基準は、原則、下記のとおりとします。

### (1) 主幹教諭

#### ① 小中学校

- ・ 今後3年間で30校を上限として設置します。
- ・ 教頭1人配置校のうち、小学校は標準学級数が20学級以上、中学校は14学級以上で、特に学校運営上負担の大きい学校の中から設置校を決定します。
- ・ 初年度は、小中学校あわせて15校程度に設置する予定です。

【参考】H26.5.1現在の状況

- ・ 小20～26学級：30校、中14～23学級：55校

#### ② 県立学校

- ・ 今後3年間で15校を上限として設置します。
- ・ 高等学校は、教頭1人配置校のうち、学級数が18学級以上で、特に学校運営上負担の大きい学校、特別支援学校は、職員が80人を超える学校の中から設置校を決定します。
- ・ 初年度は、高等学校と特別支援学校あわせて7校程度に設置する予定です。

【参考】H26.5.1現在の状況

- ・ 教頭1人配置校のうち、高18学級以上：25校、特80人以上：7校

## (2) 指導教諭

### ① 小中学校

- ・ 今後3年間で100校を上限として設置します。
- ・ 小学校は標準学級数が14学級以上、中学校は11学級以上の学校の中から設置校を決定します。(該当のない市町には少なくとも1校に設置します。)
- ・ 初年度は、小中学校あわせて35校程度に設置(各市町に少なくとも1校に設置)する予定です。

#### 【参考】H26.5.1現在の状況

- ・ 小14学級以上：126校、中11学級以上：84校
- ・ 上記いずれにも該当しない市町：7市町

### ② 県立学校

- ・ 指導内容が高度化、専門化し、教科も多岐にわたる中、指導教諭の業務内容について、さらに精査する必要があることから、当面は設置しないこととします。

※ 設置後3年間で、成果と課題を検証し、その後の配置の在り方について再検討します。

## 6 選考方法

- ・ 主幹教諭、指導教諭ともに選考試験を実施し、適任者を選考します。
- ・ 選考試験の内容は、書類審査及び面接とします。

## 7 加配措置の扱い

- ・ 主幹教諭としての業務時間を確保するためには、一定の授業時数の軽減が必要であることから、非常勤講師を加配する予定です。
- ・ 指導教諭については、これまで国からの加配措置がないこと、都道府県単独で加配を行っているところがほとんどないことから、当面、非常勤講師の加配は行いません。

## 8 給与上の扱い

平成26年10月の「職員の給与等に関する報告及び勧告」(三重県人事委員会)において、主幹教諭等の職務は、教諭の職務と比較して複雑、困難及び責任の度合いが異なるものであり、相応の処遇がなされるべきものと判断し、平成27年4月から、3級(教頭)と2級(教諭)との間に主幹教諭等のための新たな級(特2級)を設けることとされたことから、主幹教諭等の給与は特2級を適用することとします。

【参考】全国都道府県の設置状況（平成 25 年度）

	都道府 県数	小学校	中学校	高等学 校	特別支援学 校
副校長を設置	3 1	1 6	1 6	3 0	2 1
主幹教諭を設置	3 5	3 3	3 4	2 2	2 0
指導教諭を設置	1 5	1 3	1 4	1 2	1 0
いずれかを設置	4 0	3 7	3 7	3 7	3 1

未設置の 7 県：青森、福島、富山、福井、三重、和歌山、鹿児島  
 ※ 数値は、新しい職が設置されている都道府県数を表しています。  
 また、校種別の数字は内数です。

## 平成 27 年度公立小中学校主幹教諭・指導教諭任用候補者選考実施概要

### 1 目的

教育公務員特例法第 11 条の規定に基づき、三重県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が行う平成 27 年度公立小中学校主幹教諭・指導教諭任用候補者選考（以下「主幹教諭等選考」という。）において、次項に示す人物像にふさわしい人を選考することを目的とします。

### 2 主幹教諭・指導教諭として求める人物像

#### 《主幹教諭・指導教諭共通事項》

- |   |
|---|
| <p>① ミドルリーダーとしての資質を有する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民のニーズ、学校の課題を把握し、具体的な方策を立案し対応できる人</li> <li>・ 職員の協力協働を促し、適切な指示又は指導助言を行える人</li> </ul> <p>② 継続的な改善能力を有する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育目標を達成するために、職員全体の意欲を高め、継続的な改善に向けた取組を職員とともに実践できる人</li> </ul> |
|---|

上記に加え、

主幹教諭にあっては、

- |  |
|--|
| <p>③ 課題解決能力を有する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校経営上の諸課題解決のために柔軟かつ的確に対応できる人</li> <li>・ 保護者、地域住民と積極的に対話できる人</li> </ul> |
|--|

指導教諭にあっては、

- |   |
|---|
| <p>③ 高い専門性と優れた教科指導力を有する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高い専門性と豊富な教育実践に基づく優れた教科指導力を有する人</li> <li>・ 教育指導の改善や充実のために、的確な指導助言を行う能力を有する人</li> </ul> |
|---|

### 3 担当する職務

#### (1) 主幹教諭

授業を受け持ちつつ、教頭業務の一定部分を担い、関係主任と連携して校長と教頭を補佐することを想定しています。具体的には、校長等の命を受けて、次のような校務の一部を担当することとし、実際の業務の範囲は、当該校の校長が実情に応じて決定するものとします。

- ① 学校の管理運営に関する事項
- ② 教育計画の立案・実施その他の教務に関する事項
- ③ 保健に関する事項
- ④ 学校の生徒指導計画の立案・実施その他の生徒指導に関する事項
- ⑤ 進路指導に関する学校の全体計画の立案その他の進路の指導に関する事項

## (2) 指導教諭

授業を受け持ちつつ、自校を中心に必要に応じて地域内の教員の資質向上、授業力の向上に向けた指導助言を行うことを想定しています。具体的には次のような業務を担当することとし、実際の業務の範囲は、当該校の校長が実情に応じて決定するものとします。

- ① 自校を中心に、公開授業や師範授業を行うとともに、効果的な指導資料の提示・共有を図る。可能であれば、新たな指導資料の作成や開発を行う。
- ② 自校を中心に若手教員や課題のある教員など学校の状況に応じ対象者を絞り、授業観察を通じた指導助言や個別相談を行う。
- ③ 自校における校内研修会の企画運営、指導助言や指導力の向上に取り組み、研究授業等のコーディネーターとして能力を発揮し、OJTの活性化を図る。
- ④ 県総合教育センターや市町教育研究所等からの要請に応じ、研究会での助言や研修会講師として教員の指導力の向上に取り組む。

## 4 選考対象者

主幹教諭及び指導教諭（以下「主幹教諭等」という。）の選考は、平成27年3月31日現在において、次に掲げる要件を全て備えている職員で、所属長が推薦（男女各2名以内）及び副申する人（公立小中学校勤務者にあつては、所管の市町等教育委員会教育長が受験を認め内申する人）について行います。

- ① 県内の公立小・中学校、県立学校に教諭として採用され、公立小・中学校、国立大学法人の小・中・特別支援学校、県立学校、三重県教育委員会又は県内の市町等教育委員会の事務局等に正規職員として通算10年以上現に勤務している人
- ② 昭和32年4月2日以降に生まれた人
- ③ 平成25年4月1日以降に懲戒処分を受けていない人

## 5 受験手続

主幹教諭等選考を受けようとする人は、下記の書類を所属長へ提出することとします。

- (1) 公立小中学校主幹教諭・指導教諭任用候補者選考志願書
- (2) 論文

## 6 選考方法

書類審査と面接により選考します。

## 7 面接の実施

平成26年12月25日（木）に実施します。

## 8 合格者の発表

選考の合格者は、平成27年1月下旬に発表する予定です。

## 9 合格者の任用候補者名簿への登載

- (1) 平成27年度校主幹教諭等選考に合格した人は、平成27年度主幹教諭任用候補者名簿又は平成27年度指導教諭任用候補者名簿に登載し、状況に応じて登用します。
- (2) 各任用候補者名簿に登載された人については、所属長に通知します。
- (3) 各任用候補者名簿への登載は、原則として、平成30年3月31日まで（平成30年4月1日登用は可）の間、効力を有するものとします。

## 10 設置予定数等

標準学級数に基づき設置することとします。具体的な設置数及び設置基準は、原則、下記のとおりとします。

### (1) 主幹教諭

- ・ 教頭1人配置校のうち、小学校は標準学級数が20学級以上、中学校は14学級以上で、特に学校運営上負担の大きい学校の中から設置校を決定します。
- ・ 平成27年度は、小中学校あわせて15校程度に設置する予定です。

### (2) 指導教諭

- ・ 小学校は標準学級数が14学級以上、中学校は11学級以上の学校の中から設置校を決定します。（該当のない市町には少なくとも1校に設置します。）
- ・ 平成27年度は、小中学校あわせて35校程度に設置（各市町に少なくとも1校に設置）する予定です。

## 平成 27 年度県立学校主幹教諭任用候補者選考実施概要

### 1 目的

教育公務員特例法第 11 条の規定に基づき、三重県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が行う平成 27 年度県立学校主幹教諭任用候補者選考（以下「主幹教諭選考」という。）において、次項に示す人物像にふさわしい人を選考することを目的とします。

### 2 主幹教諭として求める人物像

- |  |
|--|
| <p>(1) ミドルリーダーとしての資質を有する人</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県民のニーズ、学校の課題を把握し、具体的な方策を立案し対応できる人</li><li>・ 職員の協力協働を促し、適切な指示を行える人</li></ul> <p>(2) 課題解決能力を有する人</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校経営上の諸課題解決のために柔軟かつ的確に対応できる人</li><li>・ 保護者、地域住民と積極的に対話できる人</li></ul> <p>(3) 継続的な改善能力を有する人</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 教育目標を達成するために、職員全体の意欲を高め、継続的な改善に向けた取組を職員とともに実践できる人</li></ul> |
|--|

### 3 担当する職務

授業を受け持ちつつ、教頭業務の一定部分を担い、関係主任と連携して校長と教頭を補佐することを想定しています。具体的には、校長等の命を受けて、次のような校務の一部を担当することとし、実際の業務の範囲は、当該校の校長が実情に応じて決定するものとします。

- ① 学校の管理運営に関する事項
- ② 教育計画の立案・実施その他の教務に関する事項
- ③ 保健に関する事項
- ④ 学校の生徒指導計画の立案・実施その他の生徒指導に関する事項
- ⑤ 進路指導に関する学校の全体計画の立案その他の進路の指導に関する事項

### 4 選考対象者

主幹教諭の選考は、平成 27 年 3 月 31 日現在において、次に掲げる要件を全て備えている職員で、所属長が推薦（男女各 2 名以内）及び職員自ら応募のあった人で所属長が受験について内申する人について行います。

- ① 県内の公立小・中学校、県立学校に教諭として採用され、公立小・中学校、国立大学法人の小・中・特別支援学校、県立学校、三重県教育委員会又は県内の市町等教育委員会の事務局等に正規職員として通算 10 年以上現に勤務している人
- ② 昭和 32 年 4 月 2 日以降に生まれた人
- ③ 平成 25 年 4 月 1 日以降に懲戒処分を受けていない人

### 5 受験手続

主幹教諭選考を受けようとする人は、下記の書類を、所属長を通じて県教育委員会へ提出することとします。



- (1) 県立学校主幹教諭任用候補者選考志願書
- (2) 論文
- (3) 推薦書又は内申書

## 6 選考方法

書類審査と面接により選考します。

## 7 面接の実施

平成26年12月25日（木）に実施します。

## 8 合格者の発表

選考の合格者は、平成27年1月下旬に発表する予定です。

## 9 合格者の任用候補者名簿への登載

- (1) 平成27年度校主幹教諭選考に合格した人は、平成27年度主幹教諭任用候補者名簿に登載し、状況に応じて登用します。
- (2) 任用候補者名簿に登載された人については、所属長に通知します。
- (3) 任用候補者名簿への登載は、原則として、平成30年3月31日まで（平成30年4月1日登用は可）の間、効力を有するものとします。

## 10 設置予定数等

学級数及び教職員数に基づき設置することとします。具体的な設置数及び設置基準は、原則、下記のとおりとします。

- ・ 高等学校は、教頭1人配置校のうち、学級数が18学級以上で、特に学校運営上負担の大きい学校、特別支援学校は、職員が80人を超える学校の中から設置校を決定します。
- ・ 平成27年度は、高等学校と特別支援学校あわせて7校程度に設置する予定です。

### 3 学力向上等の施策について

#### 1 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について

先に公表した概要版の内容に、教科に関する調査結果と児童生徒や学校に対する質問紙調査結果との関連を中心に分析した結果を加えて、11月6日に詳細版として公表しました。

本県の主な特徴として、次のようなことがみられました。

##### (1) 教科に関する調査結果と質問紙調査結果との相関から

- 全国と同様に、毎日朝食を食べる、同じくらいの時刻に寝（起き）る児童生徒は、平均正答率が高い傾向にあります。
- 全国と同様に、家で復習を行っている児童生徒は、平均正答率が高い傾向にありますが、本県では家で復習を行う割合が全国と比べて低いため、家庭学習の見届けと子どもへの励ましを行うなどの工夫が必要です。
- 全国的には、全国学力・学習状況調査等の結果を活用している学校は、平均正答率が高い傾向にあります。一方、本県では、約9割の学校が活用したと回答していますが、明確な結果に結びついておりません。教員自身が調査問題を解いたり、解答用紙をコピーし、自ら採点することで、求められている学力と児童生徒の学力の実態を早期に把握し、指導改善に生かすなど、調査結果等のより効果的な活用が必要です。
- 授業研究を伴う校内研修の実施回数が多いものの、回数による効果が明確でなく、研修のあり方について、内容的に学力向上に特化し、より能動的な参加形態とするなどの工夫が必要です。
- 朝の読書の実施率が高いものの、平均正答率との相関は見られませんでした。全国と同様に、学校図書館(室)や地域の図書館へ行く頻度が多い方が、平均正答率が高い傾向にあることから、より目的意識をもった読書や、学校図書館等の積極的な活用を行う工夫が必要です。

##### (2) 関係施策等との関係について

- 実践推進校を指定し、非常勤講師の配置や学力向上アドバイザーの派遣を行ってきました。実践推進校の小学校の平均正答率は、それ以外の学校を、全ての教科で上回っていますが、一方、中学校においては十分な成果が表れているとは言えない状況です。非常勤講師の活用方法や少人数・習熟度別指導のあり方などについて検証していく必要があります。

- コミュニティスクールや学校支援地域本部の設置校においては、平均正答率に一定の成果が出ています。また、いじめ防止や教育的に不利な環境にある児童生徒への対応等に対する事業の成果として、自尊感情の高まりなど、一定の成果が出ています。
- 日本語指導が必要な児童生徒の在籍数や就学援助を要する児童生徒の在籍割合と平均正答率との関係については、明確な相関関係はみられませんでした。(なお、日本語指導が必要な児童生徒の在籍率が本県より高い県外の小学校においては、国語A以外は全国の平均正答率を上回っているところもあります。)

## 2 県内市町教育委員会及び公立小中学校における調査結果の公表について

- 各市町教育委員会の教科に関する調査結果の公表について、昨年度は16市町でしたが、本年度は、29市町全てが公表することとなりました。
- 児童生徒及び学校質問紙調査における各市町の結果のうち、「みえの学力向上県民運動」の成果指標や取組指標等に関する項目について、市町教育委員会の同意を得て、県教育委員会が全市町分を取りまとめ公表しました。
- 各学校の結果の公表については、昨年度は小中学校ともに約8割でしたが、本年度は約99%の学校が何らかの形で行いました。
- 児童生徒質問紙の調査結果については29市町で何らかの公表が行われましたが、学校質問紙調査結果については、13市町で公表されておらず、各学校が行う公表においても、約7割の小中学校が公表していないなど、今後の課題となっています。

### 教科に関する調査結果の公表について（11月20日現在）

#### <市町教育委員会>

	数値を含めた公表	数値を含めない公表	実施しない等
H25	24.1% (7市町)	31.0% (9市町)	44.8% (13市町)
H26	31.0% (9市町)	69.0% (20市町)	0.0% (0市町)

#### <学校>

	小学校			中学校		
	数値を含めた公表	数値を含めない公表	実施しない等	数値を含めた公表	数値を含めない公表	実施しない等
H25	15.2% (59校)	64.4% (250校)	20.4% (79校)	13.4% (22校)	63.4% (104校)	23.2% (38校)
H26	15.9% (60校)	82.8% (312校)	1.3% (5校)	15.7% (25校)	83.0% (132校)	1.3% (2校)

※平成25年度対象小学校は388校、対象中学校は164校。

平成26年度対象小学校は377校、対象中学校は159校。

### 3 学力向上緊急対策チームについて

当面、毎月1回対策会議を開催しながら、分析や改善策・強化策の検討・実行、重点取組の進捗管理、県内外の優良事例の発信等を進めています。

#### <重点取組の主な進捗状況>

- 小学校250校の訪問

117校（11月28日現在）

今後、12月末までに140校（計257校）予定

- 全国学力・学習状況調査結果の公表に向けた、モデル様式の提示や市町の分析等への支援

2町（度会町、大紀町）の分析支援を行ったこともあり、全29市町の結果公表につながりました。

- みえスタディ・チェックの実施状況（11月20日現在）

対象校数	7月試行	10月実施	11月実施
小学校 (378校)	62.7% (237校)	25.7% (97校)	55.3% (209校)
		81.0% (306校)	
中学校 (159校)	56.0% (89校)	30.8% (49校)	47.2% (75校)
		78.0% (124校)	
全体 (537校)	60.7% (326校)	27.2% (146校)	52.9% (284校)
		80.1% (430校)	

- 国の調査官を招いての研修会、授業研究の開催

- ①学力向上推進会議（9月16日）

杉本直美 学力調査官・教育課程調査官（文部科学省）

- ②平成26年度授業改善（小学校国語）の充実を図る研修会（11月25日）

水戸部修治 教科調査官及び総括研究官・教育課程調査官・学力調査官（文部科学省）

- 「学力向上通信 三重の学 Viva」による公立小中学校の全教職員への定期的な情報発信

創刊号（11月14日発行）

第2号（12月10日発行）

- 読書習慣・生活習慣の確立に向けた県PTA連合会と連携した「チェックシート」集中取組の実施状況

対象校数	7月実施校数	県様式で実施	独自様式で実施
小学校(378校)	73.3% (277校)	52.1% (197校)	21.2% (80校)
中学校(159校)	75.5% (120校)	56.0% (89校)	19.5% (31校)

※ 昨年度末の実施校は、小学校45.9%（177校）であり、各学校における取組が進んでいます。（11月の実施状況は調査集計中）

## 4 三重県こども心身発達医療センター（仮称）に併設する特別支援学校の整備について

三重県こども心身発達医療センター（仮称）（以下、新医療センター）に併設する特別支援学校（以下、併設特別支援学校）については、関係する学校（県立城山特別支援学校草の実分校（以下、草の実分校）、津市立高茶屋小学校・津市立南郊中学校あすなろ分校（以下、あすなろ分校））、津市教育委員会、病院（県立草の実リハビリテーションセンター、県立小児心療センターあすなろ学園）等と連携して整備を進めています。

### 1 併設特別支援学校の機能

併設特別支援学校の機能については、関係する学校、津市教育委員会、病院等と協議を重ね、2つの教育部門（肢体不自由、病弱）に対応した教育内容や地域支援について検討しているところです。

#### （1）教育内容について

- ・ 学校関係者による会議を開催し、医療を優先しつつも、併設特別支援学校がそれぞれの障がいの特性に応じて必要な教育内容を実施できるよう、機能訓練や日常生活動作の指導、教科学習やソーシャルスキルトレーニング等を取り入れた教育課程を編成しているところです。
- ・ 病院に入院する児童生徒の学校として、病棟での治療・訓練等の時間と学校での授業時間等を調整するとともに、特別教室や体育館は2つの教育部門で共用することから、それぞれが使用する時間数を考えて時間割を編成しているところです。

#### （2）地域支援について

- ・ 県内外の有識者等で構成する「センター的機能充実検討会議」を開催し、併設特別支援学校における医療と教育の連携や、併設特別支援学校のセンター的機能の役割をはじめ、県内の支援体制のあり方について検討しています。
- ・ 関係する病院の地域支援担当者との会議を開催し、地域の小中学校等への支援について現状及び課題を共有するとともに、具体的な方法について検討しています。
- ・ 特別支援学校のコーディネーター会議を開催し、併設特別支援学校を中核とした各県立特別支援学校間で広域で連携して行う支援体制について検討しています。

### (3) 今後の取組

新医療センターの開院及び併設特別支援学校の開校に向けて、学校の機能を検討するため、関係する学校、津市教育委員会、病院等との協議を重ねます。

## 2 新医療センター及び併設特別支援学校の施設整備

### (1) 整備の概要

- ① 敷地面積：約 16,600 m<sup>2</sup>
- ② 建築規模：延べ面積 17,200.62 m<sup>2</sup>  
(新医療センター：13,013.52 m<sup>2</sup>)  
(併設特別支援学校：4,187.10 m<sup>2</sup>)
- ③ 建築構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）4階建て
- ④ 建設費：約 90 億円（平成 27 年～28 年度）  
(新医療センター：約 71 億円 併設特別支援学校：約 19 億円)
- ⑤ 標準工期：21ヶ月間（予定）
- ⑥ 今後のスケジュール  
平成 27 年 3 月 実施設計完成  
平成 27 年度 建築工事着手  
(平成 27 年 6 月定例会に議案提案予定)  
平成 28 年度 建築工事完成（平成 29 年 3 月予定）  
平成 29 年 6 月 新医療センター開院及び新校舎への移転（予定）

### (2) 建築設計・工事

- ・ 建築設計については、2つの教育部門に対応し、児童生徒が安全で安心して学習できる施設となるよう、関係する学校、津市教育委員会、病院、建築設計業者等とともに協議を重ねています。
- ・ 建築工事については、実施設計を進める中で、適切な工程や工法等を検討し、新医療センター及び併設特別支援学校ともに、平成 29 年 3 月末に施設が完成する予定です。

### (3) 開院・開校時期

- ・ 新医療センターについては、施設完成後 2ヶ月の準備期間を経て、同年 6 月に開院する予定です。
- ・ あすなる分校については、平成 29 年 4 月に津市立の小中学校分校から県立の併設特別支援学校に移管したうえで、現在地で併設特別支援学校の一部として開校、同年 6 月に新校舎に移転する予定です。
- ・ 草の実分校については、平成 29 年 3 月に城山特別支援学校の分校としては閉校し、同年 4 月に現在地で併設特別支援学校の一部として開校、同年 6 月に新校舎に移転する予定です。

## 5 「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」の結果概要について

### 1 調査の経緯

大津市での事案をはじめとする全国的ないじめ問題により、平成24年度9月に全国一斉にいじめの問題に関する文部科学省の緊急調査が行われました。

本県におきましては、いじめの問題を十分に把握するために、平成24年度と同様の内容で、平成25年度に続き、本年度も日頃の教職員による見守りや教育相談に加え、アンケート調査の実施により把握したいじめの認知件数等についての調査並びに市町教育委員会及び学校の取組状況に関する調査を県独自に実施しました。

本年9月に実施した調査の結果概要については、以下のとおりです。

### 2 調査結果の概要

#### (1) いじめの認知件数等（4月当初から9月末まで）

【認知件数】

(件)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
平成25年度	467	407	63	4	941
平成26年度	359	240	43	1	643
増減	▲108 (▲23.1%)	▲167 (▲41.0%)	▲20 (▲31.7%)	▲3 (▲75.0%)	▲298 (▲31.7%)

【解消率】

(%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
平成25年度	60.8	64.4	81.0	100.0	63.9
平成26年度	71.0	65.4	81.4	100.0	69.7
増減	10.2	1.0	0.4	0.0	5.8

- ・ いじめの認知件数のうち、9月末時点で「いじめが解消しているもの」の割合は、69.7%（5.8%増）でした。
- ・ いじめの態様（複数回答可）については、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、438件（51.0%）となっています。次に多いのは、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」で、134件（15.6%）でした。
- ・ いじめ防止対策推進法で定める重大事態に該当するいじめは、ありませんでした。
- ・ いじめの認知件数は、「いじめ防止基本方針」に基づいた取組等により、減少したと考えられますが、引き続き積極的にいじめを把握し、適切に対応するよう取り組んでまいります。

## (2) 市町教育委員会の取組状況

### <困難な課題を抱える学校>

- ・平成26年度当初から調査時点(9月末)までに、指導上困難な課題を抱える学校があったと回答したのは、3市町(10.3%)で、昨年度7市町と比較して4市町(13.8%)減少しました。

### <教員を対象とした研修>

- ・いじめの問題に関する教員を対象とした研修については、21市町(72.4%)において実施しています。「特に実施の予定はない」と回答した8市町については、県教育委員会主催の生徒指導担当者講習会等に参加しています。

### <関係機関等との連携>

- ・PTAや地域の関係団体等と協議する機会が設けられていると回答したのは、20市町(69.0%)で、昨年度と比較して3市町(10.4%)増加しました。協議する機会が設けられていないと回答した9市町については、地域の実情に応じて連携が図られるよう、今後も指導・助言を行います。

## (3) 学校の取組状況

### <アンケート調査の実施>

- ・すべての学校において、いじめの実態把握に関するアンケート調査を実施しています。さらに、98.1%の学校が、「年2~3回」又は「年4回以上」実施していると回答しており、学期1回以上のアンケート調査が進んでいます。

### <校内研修の実施>

- ・すべての学校において、平成25年度中に「いじめの問題に特化した研修会」又は「生徒指導等の研修会」で、いじめに関する校内研修を実施しました。研修内容としては、具体的な事例を基にした研修や「いじめ防止基本方針」に基づいた取組に関する研修等が行われています。

### <教員間での引継ぎ>

- ・指導上配慮を要する児童生徒の進級、進学又は転学等に際しての、学級担任等の教員間での引継ぎについては、すべての学校で行われています。

### <保護者や地域住民等への公表>

- ・いじめや暴力行為等に関するきまり等を保護者や地域住民等に公表し、協力と理解を得るよう努めている学校は、小学校66.4%(21.4%増)、中学校64.2%(25.7%増)、高等学校68.2%(32.9%増)、特別支援学校68.8%(31.3%増)で、すべての校種で増加しています。



### ＜警察との連携＞

- ・ 犯罪行為の可能性がある場合、すべてに対して相談・通報しているのは、小学校60.8%（1.5%増）、中学校52.2%（1.0%増）、高等学校28.8%（6.5%減）、特別支援学校56.3%（12.5%増）となっています。また、その他の学校においては、特に重篤と考えるものに限定して相談・通報していると回答しており、すべての学校において警察との連携に努めています。

### 3 今後の対応

- （1） 本調査結果については、市町教育委員会と県立学校へ周知し、市町及び学校の「いじめ防止基本方針」に基づく取組が実効性のあるものとなるよう指導・助言を行ってまいります。特に市町教育委員会については、12月2日に開催された「第4回いじめを許さない『絆』プロジェクト会議」において、意見交換等を行い、さらなるいじめ防止等の取組を進めていくことを確認しました。
- （2） 学校だけでは対応することが難しい事案については、引き続き、スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員等の専門家等による「学校問題解決サポートチーム」を編成し、市町教育委員会及び学校を支援してまいります。

## 6 「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について

平成26年4月から7月に文部科学省により実施されました「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における本県公立小中学校の実施状況および結果の概要は下記のとおりです。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」とは、小学校5年生と中学校2年生を対象として、新体力テストによる実技に関する調査と、運動習慣・生活習慣等に関する質問紙調査を実施するものです。

### 記

#### 1. 実施状況について

校種（学校数）	対象学校数	児童生徒数
小学校（379校）	376校（99.5%）	16,492人
中学校（160校）	159校（99.4%）	16,155人

※学校数：小・中学校数ともに特別支援学校1校含む

※対象学校数：該当学年児童生徒数が0人等で実施できない学校を除いた学校数

#### 2. 新体力テスト種目別および体力合計点の結果について

##### (1) 小学校（第5学年）の平均値

調査種目	男子			女子		
	H26年度	H26年度	H25年度	H26年度	H26年度	H25年度
	三重県	全国	三重県	三重県	全国	三重県
握力 (kg)	↑ 16.51	16.55	16.49	↓ 16.01	16.09	16.04
上体起こし (回)	↓ 18.22	19.56	18.35	↑ 16.96	18.26	16.88
長座体前屈 (cm)	↑ 33.21	32.87	32.59	↑ 37.65	37.21	36.58
反復横とび (点)	↑ 41.75	41.61	41.28	↑ 39.39	39.36	38.76
20mシャトルラン(回)	↑ 50.02	51.67	49.56	↑ 37.63	40.29	36.96
50m走 (秒)	↑ 9.43	9.38	9.44	↓ 9.73	9.64	9.72
立ち幅とび (cm)	↓ 149.68	151.70	150.44	↓ 142.50	144.76	142.88
ソフトボール投げ(m)	↓ 22.69	22.90	23.24	↓ 14.18	13.90	14.36
体力合計点※ (点)	↑ 53.09	53.91	52.98	↑ 53.96	55.01	53.65

■：全国平均を上回る ↑：平成25年度三重県平均を上回る ↓：平成25年度三重県平均を下回る

※体力合計点：各調査種目の成績を1点から10点に得点化して総和した合計得点

全国の状況と比較すると、体力合計点は男女ともに全国平均を下回っています。種目別に見ると、男女の長座体前屈、反復横とび、女子のソフトボール投げが全国平均を上回り、他の種目は全国平均を下回る結果となっています。

昨年度（平成25年度）の三重県の状況と比較すると、体力合計点は男女ともに昨年度の結果を上回り、過去最高値を示しています。種目別に見ると、男女の長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、及び男子の握力、50m走、女子の上体起こしが昨年度の結果を上回っています。

(2) 中学校（第2学年）の平均値

調査種目	男子			女子		
	H26年度	H26年度	H25年度	H26年度	H26年度	H25年度
	三重県	全国	三重県	三重県	全国	三重県
握力 (kg)	↓ 28.60	29.00	28.95	↓ 23.56	23.70	23.58
上体起こし (回)	↑ 26.66	27.45	26.62	↑ 22.17	23.07	22.00
長座体前屈 (cm)	↓ 42.70	42.92	43.03	↓ 44.71	45.23	44.85
反復横とび (点)	↑ 51.53	51.31	50.87	↑ 45.72	45.63	45.28
持久走 (秒)	↑ 398.06	392.89	399.69	↑ 292.44	290.64	296.61
20mシャトルラン(回)	↑ 84.33	85.29	82.82	↑ 56.40	57.77	56.27
50m走 (秒)	↑ 8.06	8.03	8.08	↓ 8.93	8.87	8.92
立ち幅とび (cm)	↑ 190.18	193.43	190.09	↑ 164.23	166.53	163.49
ハンドボール投げ(m)	↓ 20.73	20.86	20.85	↓ 13.19	12.88	13.26
体力合計点※ (点)	↑ 40.95	41.74	40.70	↑ 48.00	48.66	47.77

■ : 全国平均を上回る ↑ : 平成25年度三重県平均を上回る ↓ : 平成25年度三重県平均を下回る

※体力合計点：各調査種目の成績を1点から10点に得点化して総和した合計得点

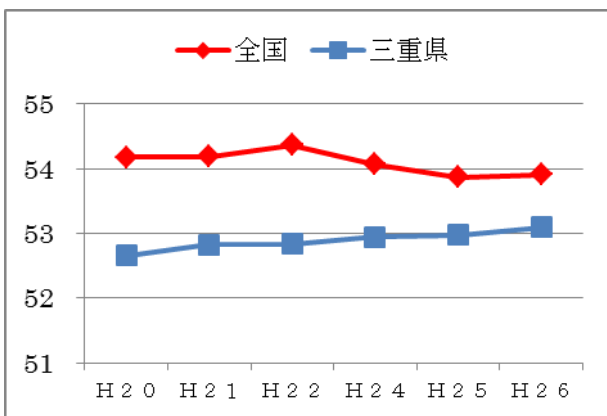
全国の状況と比較すると、体力合計点は、男女ともわずかに全国平均を下回っています。種目別に見ると、男女の反復横とび、女子のハンドボール投げが全国平均を上回り、他の種目は全国平均を下回る結果となっています。

昨年度（平成25年度）の三重県の状況と比較すると、体力合計点は男女ともに昨年度の結果を上回っています。種目別に見ると、男女の握力、長座体前屈、ハンドボール投げ及び女子の50m走、を除き、多くの種目で昨年度の結果を上回っています。

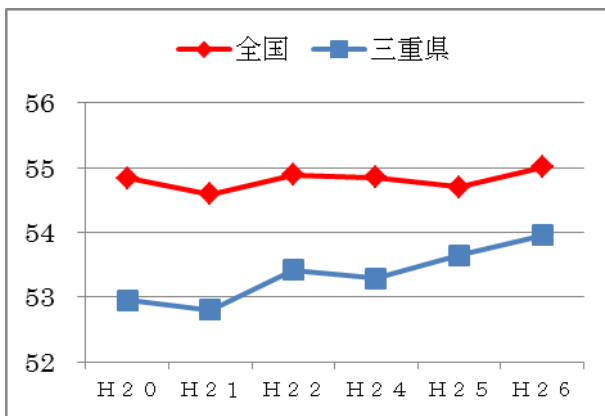
3 本調査開始（平成20年度）以降の体力合計点の推移

	小学校第5学年				中学校第2学年			
	男子		女子		男子		女子	
	三重県	全国	三重県	全国	三重県	全国	三重県	全国
平成20年度	52.66	54.18	52.95	54.84	40.33	41.50	47.63	48.38
平成21年度	52.83	54.19	52.80	54.59	40.45	41.36	47.12	47.94
平成22年度	52.84	54.36	53.42	54.89	41.08	41.71	47.69	48.14
平成23年度	東日本大震災の影響等により、調査の実施が見送られました							
平成24年度	52.95	54.07	53.29	54.85	42.09	42.32	48.84	48.72
平成25年度	52.98	53.87	53.65	54.70	40.70	41.78	47.77	48.42
平成26年度	53.09	53.91	53.96	55.01	40.95	41.74	48.00	48.66

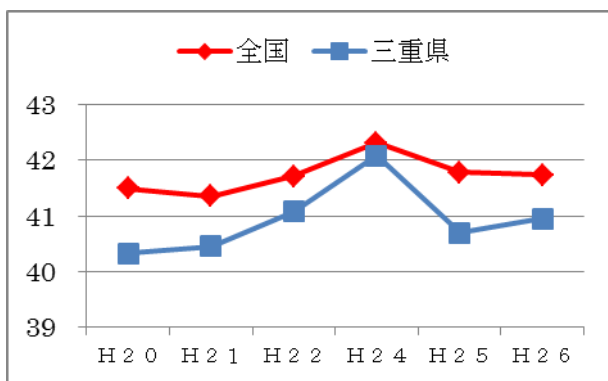
【小学校第5学年 男子】



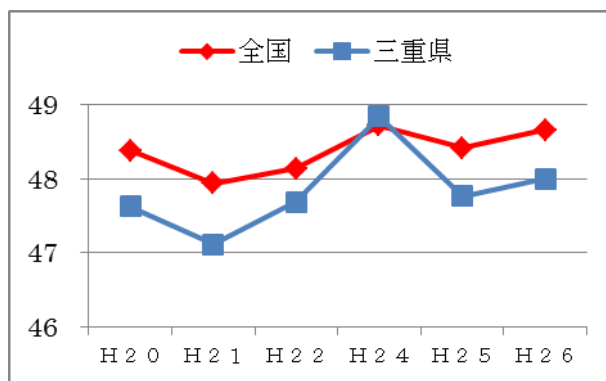
【小学校第5学年女子】



【中学校第2学年 男子】



【中学校第2学年 女子】



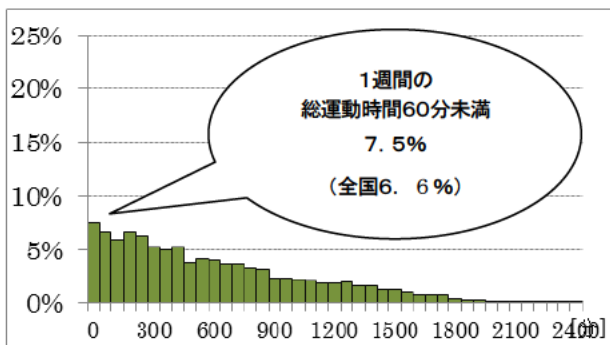
これまでの調査結果の推移を見ると、小学校5年生の体力合計点は、男女ともにわずかな上昇傾向が見られ、本年度の体力合計点は過去最高値を示しました。本調査が始まった平成20年度と比較すると、男子で0.43ポイント、女子で1.01ポイント、それぞれ体力合計点の平均値が向上しています。

また中学校2年生の体力合計点は、最高値を示した平成24年度には及ばなかったものの、昨年度の結果を上回りました。調査が始まった平成20年度と比較すると、男子で0.62ポイント、女子で0.37ポイント、それぞれ体力合計点の平均値が向上しています。

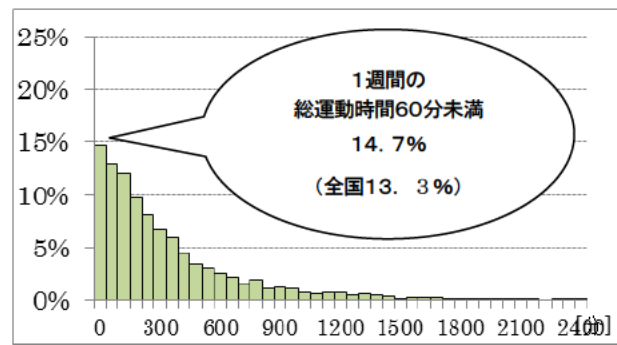
全国の状況と比較すると、小学校5年生の体力合計点は、男女ともに、依然として全国平均を下回っているものの、その差は少しずつ小さくなっています。中学校2年生の体力合計点も、男女ともに全国平均を下回っているものの、その差は1ポイントを下回っています。

## 4 質問紙調査の結果より

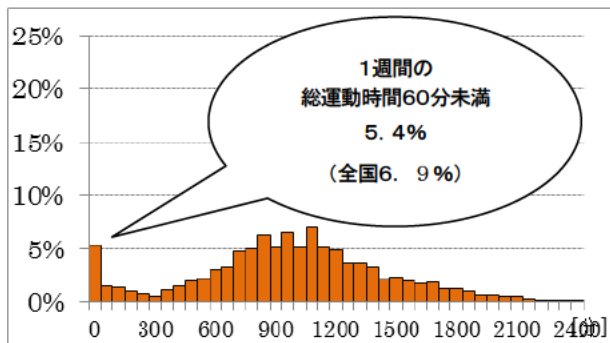
### 【小学校第5学年 男子】



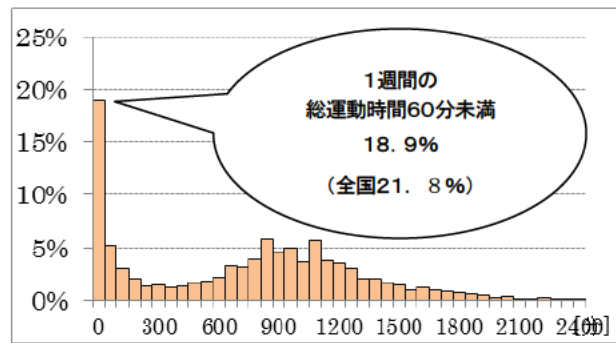
### 【小学校第5学年女子】



### 【中学校第2学年 男子】



### 【中学校第2学年女子】



運動習慣等調査（質問紙による回答）の結果についても現在分析中ではありますが、体育の授業を除く1週間の総運動時間（体を動かす遊びを含む）の分布では、中学校では、運動する生徒としない生徒の二極化がみられました。

女子については、小学校で14.7%、中学校で18.9%の児童生徒が1週間の総運動時間が60分未満であり、全国と同様な結果となりました。

## 5 今後の対応策

本調査の結果は、全国の状況と本県のこれまでの状況を、客観的に照らし合わせることができる貴重な資料であると考えています。

今後、本調査における新体力テスト（実技）の結果や、同時に行った質問紙調査の結果を詳細に分析し、課題の把握に努めます。また、市町教育委員会と連携しながら、子どもの体力向上に向けた学校の取組を支援してまいります。

具体的には、子どもたちが体育の授業を通じて運動の楽しさや喜びを味わい、体を動かすことが好きになるような授業をめざして、体育の授業の工夫や改善が一層進むよう、教員を対象とした研修会を充実させます。

また、引き続き、体力向上推進アドバイザーの学校訪問等を通して、子どもたち自身が成長過程を把握し、達成感を得られるよう継続して新体力テストを実施し、その結果を有効に活用する学校の取組を促進するなど、子どもたちの体力向上に向けて積極的に取り組んでまいります。

## 7 審議会等の審議状況（平成26年9月16日～平成26年11月20日）

### 1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	第3回三重県教育改革推進会議（全体会）
2 開催年月日	平成26年10月2日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 向井 弘光 委員 梅村 光久 他17名（出席者計17名）
4 諮問事項	次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定について
5 調査審議結果	<p>次期三重県教育ビジョン（仮称）の基本理念、施策体系・重点取組方針（仮称）について審議しました。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念（三重の教育宣言）にある「健やかな体」という表現については、障がいのある方もいるので、誤解を与えないよう十分配慮する必要がある。</li> <li>・「健やかな体」という表現については、個々に応じた健やかさがあり、障がいがあってもその人なりに努力していくことを「健やか」と捉えればよいのではないか。</li> <li>・子どもの学力と家庭の所得は相関するなかで、三重県の経済力は全国的に高いにもかかわらず、学力が低いことについて、皆が危機感を持つべきである。</li> <li>・学力向上について、企業も含めた県民総参加の気運をさらに盛り上げるべきではないか。また、学力の向上につながる明確な目標を設定して取り組むべきである。</li> <li>・重点取組方針（仮称）に「グローバル人材の育成」とあるが、「グローバル」という言葉は、認知度が低いため、教育ビジョンの中で使用するのは慎重であるべきではないか。</li> </ul>
6 備考	<p>次回開催日</p> <p>第1回第1部会 平成26年11月5日</p> <p>第1回第2部会 平成26年10月27日</p>

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議第1回第2部会
2 開催年月日	平成26年10月27日
3 委員	部会長 栗原 輝雄 委員 太田 浩司 他8名 (出席者計8名)
4 諮問事項	次期三重県教育ビジョン(仮称)の策定について
5 調査審議結果	<p>次期三重県教育ビジョン(仮称)の施策内容について、審議しました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・読書活動を推進するために、大人がもっと本を読み、子どもたちの手本にならないといけない。また、子どもたちが読んだことを表現する機会の充実が大切である。</li> <li>・郷土教育について、三重県は地域により文化や言葉が異なり、一体感を持ちにくいことから、子どもたちのアイディアで県の歌や体操をつくるなど、県民の一体感を醸成する取組をしてはどうか。</li> <li>・部活動については、教員による子どもの人格形成を重視した指導と、外部の専門家による技術面の指導のバランスが重要である。</li> <li>・防災対策について、避難場所に指定されている高校もあるが、地元市町との連携がうまくいっていないという課題がある。</li> <li>・情報モラル教育を推進するために、スマートフォン等の使用について、教員と保護者が子どもたちと一緒にルールづくりをすることが有効である。</li> <li>・いじめのない学校づくりのために、教員がいじめに対する意識を高めるとともに、早期に子どもたちの変化に気づく力を育むべきである。</li> </ul>
6 備考	次回開催予定 第2回第2部会 平成27年 1月 15日

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議第1回第1部会
2 開催年月日	平成26年11月5日
3 委員	部会長 山田 康彦 委員 梅村 光久 他8名 (出席者計9名)
4 諮問事項	次期三重県教育ビジョン(仮称)の策定について
5 調査審議結果	<p>次期三重県教育ビジョン(仮称)の施策内容について、審議しました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力の向上について、子どもたちに「学ぶ喜び」や「わかる楽しさ」、達成感を与えることが教育の本来の目的であるので、全国学力・学習状況調査は、あくまで現状把握の手段として活用するべきである。</li> <li>・グローバル教育の本質は、英語力の向上ではなく、多様性を認めることや、課題を解決する能力を身につけることである。</li> <li>・情報教育については、ICTの分野は変化が激しいことから、今後も教育環境が常に変わっていくことを前提に考えなければならない。</li> <li>・幼児教育は、学力格差の解消に向けて重要である。また、幼稚園は、地域の子育て支援のセンター的機能を担っている。</li> <li>・教員の採用にあたっては、小中連携教育の充実や少子化に伴う学校の小規模化を見据え、小中学校両方の免許や複数教科の免許を持っている人を一定数採用することを検討していくべきではないか。</li> <li>・教員が働きやすい環境づくりの取組として、小学校においても教科担任制を推進することは、教員の多忙化解消だけでなく、多くの教員とのかかわることで子どもたちにも良い影響があると思われる。</li> </ul>
6 備考	次回開催予定 第2回第1部会 平成27年1月16日



## 2 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	平成26年10月22日
3 委員	座長 東福寺 一郎 委員 長 島 洋 他2名 (出席4名)
4 諮問事項	「高等教育機関における学びを地域で活かす仕組みづくりと社会教育の推進」について
5 調査審議結果	<p>「高等教育機関における学びを地域で活かす教育プログラム」の活用と拡大を図るための効果的な方策について審議しました。</p> <p>(主な意見等)</p> <p>①活用を図るための方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に体験した後の口コミは効果がある。モデル的に実施し広げていくとよい。</li> <li>・公民館職員や放課後活動のコーディネーターの研修会等、県単位の集まりでの周知が必要である。</li> </ul> <p>②拡大を図るための方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な学生団体や活動があり、団体によっては、学生の実践力の向上、授業の補完をねらいとしていところもある。少しずつ広がりをめざしていくとよい。</li> <li>・社会教育実践交流広場の充実が拡大のポイントである。県内全高等教育機関に参加していただき、学生同士の横のつながりができればよい。</li> </ul> <p>③学生団体の交流を図るための方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育実践交流広場は、各高等教育機関の特色を活かした取組であり、まだまだ様々な取組をしている団体が存在しているので、紹介しあえるとよい。</li> </ul>
6 備考	次回開催予定：平成27年2月頃

### 3 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	平成26年11月4日(火)
3 委員	会長 菅原 洋一 副会長 坂井 秀弥 委員 林 良彦 他16名(出席者15名)
4 諮問事項	平成26年度三重県指定文化財の指定等について
5 調査審議結果	三重県指定候補文化財の選考及び調査について審議され、諮問文化財6件について調査を行うことが決定されました。
6 備考	次回開催予定：平成27年2月上旬 (次回審議会では諮問文化財の指定可否の答申が出る予定です。)